市長から市民の皆様へのメッセージ

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受けて一

本日、17 時 30 分すぎ、政府対策本部長である安倍内閣総理大臣は、東京都において新規感染者が連続で100人を超え、3月31日には累計の感染者数が全国で2,000人を超えるなど、現下の大都市部を中心とした感染者数の急増を鑑み、「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条」に基づく、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を発出しました。対象となる地域は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の1都1府5県であり、期間は、4月7日から5月6日までです。

本市においては、昨日、第2回新型インフルエンザ等対策本部会議において、本市を「感染確認地域」と位置づけ、「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」(以下「専門家会議」という。)が発出した4月1日付けの提言に基づき対策を進めることを確認し、「市主催等イベント中止等及び市有施設の休館に関する指針」を改正し、同日付けで施行したところであります。

本市を含む福島県は、現時点で緊急事態宣言の対象地域ではありませんが、県内においても、発症例が徐々に増加しており、ひとたび集団感染など大規模な感染が発生すれば、対象地域となることもあり得るとの考えに立ち、一層引き締めて、この事態に対応することを本部会議において、3密回避・手洗い・換気について再確認いたしました。

専門家会議では3月19日の提言において、新型コロナウイルス感染症は「短期的収束は考えにくく長期戦を覚悟する必要があります」としたうえで、市民の方々に対し、感染リスクを下げるための行動変容のお願いをしております。

市民の皆様には、次の三点をお願いいたします。

- 1 クラスター(感染集団)による感染拡大防止のため、『密閉』、『密集』、『密接』の3つの『密』が重なるような集まりは避けてください。
- 2 感染症対策の基本である、「石けん等による手洗い」、「咳(せき)エチケット」の励行 を重ねてお願いするとともに、「自分の身は他人任せにせず、自分で守る」ことを念頭に、 ご自分やお子さんの健康管理をお願いします。

3 「コロナ疲れ」、「自粛疲れ」に陥ることなく自己管理にお努めください。

本市は、1都1府5県には入っておりませんが、私からも重ねてお願い申し上げます。

緊急事態宣言が、発令された5月6日までの間、首都圏など感染拡大地域への不急の往 来を控えていただきますよう、強くお願いいたします。

緊急事態宣言対象地域はもとより、県外にお住いの家族に対して、実家や近隣の高齢者や妊婦さん、基礎疾患をお持ちの方など、感染すると重篤な状態となる方々のことをよく考えていただき、不急の帰省は、控えていただくことをお伝えくださるよう、お願いいたします。

また、企業の皆様に対しましては、本社会議などの出張は、テレビ会議などICTを活用して実施するなど、感染機会をなくすためのご協力をお願いいたします。

さらに、年度始めは、進学・就職や転勤など、若い世代を中心に人の往来が大変多い時期であります。万が一、発熱などの風邪症状がある場合は、隣人・友人・同僚を感染させないよう、外出を控えていただきますよう、改めてお願いいたします。

郡山市、福島県、日本全体における感染拡大を抑制できるかどうかの、正に今が瀬戸際です。

ご自分の、家族の、そして隣人・友人・同僚の生命と生きる権利を尊重する行動を市民 の皆様にお願い申し上げます。

令和2年4月7日

郡山市長 品 川 萬 里